

## 寄附金を受領される法人又は団体の皆様へ

### 個人県民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

#### ◎ 寄附金税額控除制度について

埼玉県税条例で指定する特定の法人又は団体に個人が寄附を行った場合、従来の所得税に加えて、寄附者の個人県民税の一定額が税額から控除される制度です。(制度の詳細については県税務課の下記ホームページもご覧ください。)

アドレス <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kifukinzeisei/>  
(「埼玉県 県税 寄附」で検索)

なお埼玉県では、上記の指定法人等として、所得税の寄附金控除対象法人等(学校法人、社会福祉法人、独立行政法人、公益社団(財団)法人等)のうち県内に主たる事務所を有する法人及び知事又は教育委員会が所管する認定特定公益信託を包括指定しているほか、県内に事業所等を有し、かつ県内で活動を行っていることが確実である法人又は団体について、申請に基づき個別に指定しています。

#### ◎ 県に対する手続きについて

所得税の寄附金控除対象のうち、県内に主たる事務所を有する法人及び知事又は教育委員会が所管する認定特定公益信託については、条例で包括的に指定されているため、特に県への手続き(指定の申請など)は必要ありません。

一方、申請を行う法人又は団体につきましては、「寄附金税額控除法人等指定申請書」に必要な書類を添付して提出していただく必要があります。

また、指定を受けた後は、毎事業年度終了後の報告と、県税条例施行規則で定められた事項の変更についての届出も必要となります。

#### ◎ 御協力いただく事務について

寄附金を受領した場合、寄附者への寄附金受領証明書(領収書)の交付をお願いします。

また、寄附者名簿を暦年ごと、市町村ごとに作成の上、寄附を受領した年の翌年の3月15日までに各市町村の住民税担当課あて送付するとともに、7年間保存をお願いします。

なお、寄附をされた個人の方に、ホームページ上のチラシ「寄附をされた方へ」を交付するなどして、制度の周知を併せてお願いします。

#### ◎ その他

貴法人又は団体が地方独立行政法人、学校法人又は特定公益信託に係る認定を受けている公益信託の場合は、寄附者が確定申告等を行う際に、**寄附金受領証明書(領収書)**のほか、貴法人が**特定公益増進法人であることを証する書類の写し**を添付する必要がありますので、特定公益増進法人である旨の証明書の写しを寄附者に交付してください。

市町村民税の寄附金税額控除については各市町村にお問い合わせください。

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県総務部税務課 課税担当  
電話 048-830-2664